原油・原材料価格の変動、景況悪化情勢に伴う会員事業者への信用保証料助成金交付要綱

公益社団法人 和歌山県トラック協会
令和　８年　４月　１日制定

（目的）
第１条
この要綱は、公益社団法人和歌山県トラック協会（以下「協会」という）の会員事業者が、和歌山県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的とした和歌山県等が定めるセーフティーネット制度融資等にかかる信用保証協会保証、国が定めるセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第２条第５項第１号～第８号及び第６項「危機関連保証」以下同じ）の認定を受けた融資にかかる信用保証協会保証、または国が定める「災害関係保証」（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第１２条に基づき指定された保証。以下同じ）を受けた融資に係る信用協会保証を得る場合、信用保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

（定義）
第２条
本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)「金融機関」とは和歌山県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティーネット制度融資等を取り扱う金融機関、国が定めるセーフティーネット保証の認定を受けた融資を取り扱う金融機関、又は国が定める「災害関係保証」を受けた融資を取り扱う金融機関をいう。
(2)「融資」とは会員事業者が前項で定める金融機関から受ける和歌山県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティーネット制度融資、国の定めるセーフティーネット制度融資、又は国が定める「災害関係保証」融資をいう。
(3)「激甚災害」とは激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に基づき指定された災害をいう。
(4)「保証料」とは、信用保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から信用保証協会に支払われた信用保証料をいう。

（事業期間）
第３条
本要綱に定める助成事業期間は、令和９年２月２６日までの保証料の支払に対する事業とする。

（助成金の金額）
第４条
助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の２分の１の額とする。
ただし、その額が２０万円を超えるときは２０万円を限度とし、令和９年２月２６日まで２０万円に達するまで再助成することができる。

（助成金の交付申請）

第５条

(1)会員事業者は信用保証協会に保証料の支払を行った場合には、当該保証料の２分の１（その額が２０万円を超えるときは２０万円）を協会に申請することができる。

但し、以下の場合は一部助成または対象外となる。

①以前に受けた融資の「借換」については助成対象外とする。

②保証料の「分割」払いについては、分割された第1回目の支払い分を対象とする。

③「返戻」保証料があった場合は、返戻分を差引いた額を対象とする。

④「公的機関からの助成」があった場合は、助成を差引いた額が対象となる。

(2)前項の申請は別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。その際信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」および「セーフティーネット保証に係る認定書」（セーフティーネット保証の場合）の写しなどを添付しなければならない。

(3)助成金の交付申請は随時行うことができる。

ただし、最終申請期限は令和９年２月２６日とする。

（助成金の交付）

第６条

協会は前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して会員事業者に交付するものとする。

（助成金の返納）

第７条

(1)当該助成金の交付を受けた会員事業者は融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から１４日以内に協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。

(2)協会は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

（報告の義務）

第８条

助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

（その他）

第９条

この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

（附則）

この要綱は令和８年４月１日から施行し、令和８年１月以降の信用保証料の支払分から適用する。ただし、令和８年２月２７日までに当該助成に対する助成金の交付申請を行った場合には助成の対象外とする。